第四十九条の二十第三号の二のホを同号のヘとし、同号のニ(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3) 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

第四十九条の二十第三号の二のニを同号のホとし、同号のハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号の二のハに次のように加える。

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号の二のハを同号のニとし、同号のロ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る。）

(2) 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合に限る。）

(3) 直交周波数分割多重方式

第四十九条の二十第三号の二のロを同号のハとし、同号のイの次に次のように加える。

ロ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

五、五〇〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合

五、五一〇MHz、五、五五〇MHz、五、五九〇MHz、五、六三〇MHz又は五、六七〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、五三〇MHz又は五、六一〇MHz

(4) 占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

五、五七〇MHz

第四十九条の二十第三号の二を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用する場合に限る。）

イ 第三号イ、ロ、ヘ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ 占有周波数帯幅は、三八MHzを超え七八MHz以下であること。

ハ 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

ニ 信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。

ホ 送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

ヘ 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二一〇MHzの周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下

(2) その他の周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

ト 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

搬送波の周波数から八〇MHz離れた周波数の（±）三九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値